

秘密法は廃止に！ 共謀罪も廃止に！

秘密法と共謀罪に反対する愛知の会  
(旧 秘密保全法に反対する愛知の会)

# 極秘通信

44号

2023年4月27日発行

【Tel】 052-2 1 1-2 2 3 6  
【Fax】 052-2 1 1-2 2 3 7  
【Eメール】 no\_himitsu@yahoo.co.jp  
【ブログ】 http://nohimityu.exblog.jp/  
【Twitter】 https://twitter.com/himitsu\_control  
【facebook】 https://www.facebook.com/nohimityu  
【郵便振替】 00840-3-214850  
口座名 秘密法と共謀罪に反対する愛知の会



## マイナンバーはやっぱりおかしい

代表 濱島 将周

本年3月9日、全国各地の市民が国に対し、国が個人番号（マイナンバー）を含む個人情報（特定個人情報）を収集・保存・利用・提供することは憲法13条の保障するプライバシー権を侵害するとして、マイナンバーの収集・保存・利用・提供の差止めとマイナンバーの削除等を求めたマイナンバー違憲訴訟の内、すでに高裁判決が出されていた仙台・福岡および名古屋の3訴訟についてまとめ、最高裁判決が言い渡されました（私は名古屋訴訟弁護団の一員でした）。

「合憲」判断でした。

それでも、弁護団としては、判決理由中の以下の判断には着目すべきだと考えます。

① 最高裁は、マイナンバー制度を合憲とする理由として、マイナンバーの利用範囲が社会保障、税および災害対策の3分野にかかる事務に限定されていること、特定個人情報について目的外利用が許容される例外事由が一般法よりも厳格に規定されていることを指摘しました。

② 最高裁は、マイナンバー制度の無限定な拡大の原因となる、マイナンバー法19条による政令等への委任の問題について、政令や個人情報保護委員会規則に委任する場合も、具体的の場合に準ずる相当限られた場合に限定されていることを指摘しました。

また、最高裁は、マイナンバー制度の無限定な拡大の原因となる、マイナンバー法19条による政令等への委任の問題について、政令や個人情報保護委員会規則に委任する場合も、具体的の場合に準ずる相当限られた場合に限定されていることを指摘しました。

判決は極短いもので、「マイナンバーは適切に管理されており安全だ」という国の言い分を丸呑みしたような理由をつけて、漏洩や目的外利用の危険性は極めて低いとし、プライバシーの侵害にはあたらないとの

判決は極短いもので、「マイナンバーは適切に管理されており安全だ」という国の言い分を丸呑みしたような理由をつけて、漏洩や目的外利用の危険性は極めて低いとし、プライバシーの侵害にはあたらないとの

摘しました。

ができません。

マイナンバー制度の下では、行政の各分野で収集・保管されている市民の膨大な個人情報、各人のマイナンバーをインデックスとして管理されます。これにより、大量の個人情報の流出という従来からの危険性にとどまらず、国家に対し個人情報名寄せ・突合し、プロファイリングすることとなるインフラを与えるものとなり、市民の自由な活動を萎縮させ、民主主義社会の基盤を脅かす重大な危険性を有するものとなり得ます。今年の総会記念講演でも、斎藤貴男さんがこの点を指摘されました。にもかかわらず、現在のマイナンバー法では、そのような危険性に十分に配慮した対策はとられていません。

折しも、最高裁判決2日前の3月7日、政府が、社会保障、税および災害対策の3分野以外の行政事務においてもマイナンバーの利用の推進を図り、かつ、マイナンバーの利用事務の拡大も法改正を必要とせず省令の見直しのみで可能とするなどの内容の改正法案を閣議決定しました。

最高裁は、マイナンバーの利用について厳格な制限があることを理由に合憲判断をしたのですから、このような法改正は、最高裁判決と整合しておらず、到底許されるものではありません。

私たちは、ただでさえ危険なマイナンバー制度が、際限なく拡大していくことに注意し、反対すべきです。今回の最高裁判決の対象とならなかった東京・横浜・金沢・大阪の各訴訟について、いずれ言い渡されるであろう最高裁判決にも是非ご注目ください。

最高裁が、上記2点の限定があることを前提に合憲判断をしたのは、最高裁が、安易かつ無限定なマイナンバー制度の利用拡大に不安を感じたからだともみること

私たちは、ただでさえ危険なマイナンバー制度が、際限なく拡大していくことに注意し、反対すべきです。今回の最高裁判決の対象とならなかった東京・横浜・金沢・大阪の各訴訟について、いずれ言い渡されるであろう最高裁判決にも是非ご注目ください。

秘密法と共謀罪に反対する愛知の会

150名の参加のもと

## 11周年総会・記念講演会を開催

2023年3月26日 於：名古屋市長 鯉城ホール

### 総会報告

事務局長・中川匡亮

2023年3月26日、鯉城ホールにて、当会の11周年記念総会を開催しました。

護法の廃止を訴える」声明に賛同 ③市民団体共同の「顔識別カメラシステムに反対する」声明に、呼びかけ団体として参加）などを報告し、確認されました。

2022年度の活動報告では、

＊「極秘通信」の発行

＊講演会・学習会の開催

①「市民の政治的表現の自由が市民社会を守る」愛敬浩二早稲田大学教授 ②「土地規制法全面施行と沖縄」仲松正人弁護士 ③「武器としての国際人権」藤田早苗さん。

＊各種「声明」を発出等

① NCF OJの参加団体として、追加レポート提出や声明発出に参加 ② 秘密保護法対策弁護団が、「海自1等海佐秘密漏洩事件」に際して発出した「あらためて秘密保

ン建設暴行でつち上げ事件、関西地区生コン支部弾圧事件、マイナンバー違憲訴訟等の市民監視・弾圧に関連する訴訟や運動に協力していくこと、デジタル庁創設を含むデジタル化関連法及び重要土地調査規制法に反対する運動を行っていく旨が確認されました。

役員については、本秀紀共同代表が退任となり、濱寫共同代表が「代表」となり、中川事務局長、林事務局長が留任することとなりました。また、今後の役員体制や財政について協議するための拡大会議を予定していることも確認されました。（4頁下段をご覧ください）

総会に続く記念講演では、ジャーナリストの斎藤貴男さんにご講演を頂きました（詳細は別稿をご覧ください）。

記念講演終了後、「『超』監視社会を止めよう！集会宣言」の表題で総会決議が採択されました。

総会には開場参加、オンライン参加合わせて150

名の方にご参加頂きました。

今後、市民の表現の自由を守るための活動、監視

国家を防止するための活動、ひいては平和を目指した活動を行って行きます。

### 記念講演

講師：斎藤貴男さん

「超」監視社会がやってきた！  
「マイナンバー」が日本を壊す

支配されないと生きていけない時代に

林 秀治

斎藤貴男さんは1958年父が45歳のとき生まれたが、自身20歳のとき父は亡くなった。大学を卒業して就職試験を受けたが、音沙汰がないので問い合わせた

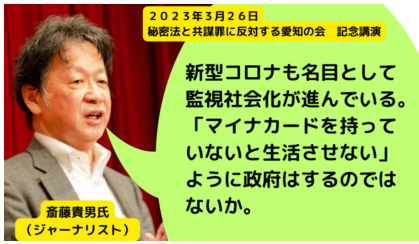
ら、理由も明かさず不合格。知人から「あなたの父親は最後のシベリア帰還者だった

たからでは」と言われた。受けた会社は当時公害を引き起こしていた化学会社。ソ連でスパイ教育を受けたかもしれない者の息子を雇うわけがない。

それならそれを追及するジャーナリストになろうと日本工業新聞、プレジデント、週刊文春などの記者を経てフリーに。1990年からマイナンバーの前身、住基ネットに注目し、取材を続けてきた。十余年前、名古屋でもこの話をされた。

改正マイナンバー法が閣議決定されたが、利用範囲は無制限だ。健康保険証、運転免許証、預貯金口座との紐付け等々、身分証明書としてのカード一枚化を狙っている。今年3月7日の閣





斎藤貴男氏  
(ジャーナリスト)

消費警察  
等々同調  
圧力の強

議決定後の最高裁合憲判決によって、1970年代の国民総背番号制は復活したのか。当時はマスコミ、財界、市民、労組も大反対だったのにどうした。

マイナカード申請率は75%超に、国策PRの巨額資金の前に黙り込んだマスコミ。備前市の恐喝キャンペーンを注目してほしい。

「マイナカードを持つていないと生活できない社会にしてやるよ」(平井・元デジタル担当相)。街中に監視カメラを張り巡らせ、まさに監視資本主義の到来か、経済安保としての監視社会、改正経済安保法案の目玉「セキュリティクリアランス」の正体と意味を考えてほしい。

いこの国に於いて、人々はどう対応していくのか。

「幸福な監視国家・中国」(講談社・デジタル新書)をどう読むか。限りなく「権威主義国」に近づいていく自称「民主主義国」とは何ぞや。

「権力vs人民」ではなく、功利主義の手段としての監視社会。監視主義に対して民主主義にて反対する市民活動は、真つ当な考えです。ソサエティ5.0で、経済発展と社会的課題を同時に解決する社会は、「人間中心(内閣府HP)」と言えるのか？

戦争・治安と功利主義が結びつくとき、全人格が「マイナンバー」に還元されていく。経済安保「ファイブアイズ」(英語圏5カ国)が集約。

すべては解釈改憲か、憲法改正か、あるいは生き方の問題なのか、安保法制と放送法の解釈変更を目的にしたりして、いつそ改憲したら。

私が監視社会を憎むわけ、金もつけ、マーケティング、人間存在の本質にかかわる。

政府の決定的な無能は、救いたたりうるか。有効な機能としてできるのか？「コア」不調で監視社会化の蹟アメリカのコンサルへ発注か。支配されないと生きていけない時代に、それでも服従しない生き方を模索しよう。

斎藤貴男さんは、いち早く番号制や監視化問題に取り組んでこられた。住基ネット差し止め1999年発行の彼の著書『プライバシー・クライシス』を教科書としてきた。

ろを教えていただきました。私達の普段の行動を国が監視する、マイナンバーと顔認証システムで私の移動履歴は把握され、電子決済でいつ何を買ったか、食べ物好みから、読書の中身まで、把握されてしまう。なんて恐ろしいことを狙っているんだと改めて身震いする思いがしました。

スマホは便利だけに怖いと、改めて感じました。スマホの操作内容によって、それぞれ操作する個人個人がどのようなことに関心があるか、また年収はいくらぐらいかがわかってしまうような話を聞いてもちろんスマホは便利だということ、いろいろな情報を得たり、知りたいことを調べたりしているがなにげにスマホを操作することが思わぬ個人情報を与えかねない。だからこそ操作の一つ一つをよ

り慎重にしないといけないし、情報を得たい時にスマホで調べれば早いからと手に入ることも気をつけないといけない(といっても気をつけることはどこまで出来るかわかりませんが)と講演を通じて学習できました。

「幸福な監視国家」中国のことを聞いて改めて幸福なんかではない、国家のいう通りに動く人間にしていこう、というのが中国政府の狙いであると思いました。日本もいざれ政府の思う通りに私達をコントロールしていこう、としないとも限らない。まさに監視国家を超える、恐ろしい社会(独裁体制)になるということ教えていただきました。

岸田政権の狙いは私達をできるだけおとなしくさせ、「戦争する国づくり」を進めていくことにあると学びました。改めてこのような動きに反対する声をあげていかないといけないと思いました。あわせてマイナンバーカードは絶対に取得し





講演会「武器としての国際人権」

「気付き」を広げる藤田早苗さん

たかだ洋子

2月22日  
ウィルあいち



記者、谷口真由美さんとの対談の模様をネットですと

私たちの視聴できる。私たちの企画、2023年2月22日午後6時半、ウィルあいちの参加人数は52人、参加者は80人だった。最近、航空運賃の値上がり、さらに円安などもあって、彼女がこれまでのように活動するには本当に資金的に厳しいだろうと予想され、会場でのカンパ袋には嬉しい寄付が集まっていた。

会場の参加者からは、藤田さんのお話から学んだ「気づき」をどのように広げていけるだろうかという視点・関心からの質問が多かった。講演の中でも、地方の農村で彼女の講演会を企画された人たちのことに藤田さんは触れたが、それは、たぶん、『人権と道徳の違いがわかりますか？』という彼女の質問から学んだ人が、それは多分その人

が人生で初めて、人権とは、自分が人に優しくすることではないのだと、気がついた瞬間、その気づきを、もつと誰かに知らせたいと思つた、それを表明する質問だった。他者への「思いやり」を育むことが日本の人権教育だが、誰もが移動の権利、食糧の権利、健康への権利、住まいの権利、生きるための必要なことには誰もがアクセスできる権利があり、その権利は、保障されるべきだと自覚することと人権教育であり、可哀想な人への思いやりの話ではないことに初めて納得した人々が自分の問題として理解した、だから他の誰かにも知らせたい、ということだろう。

メディアに必要なのは『中立性』ではなくて『独立性』私は個人的に何度も忘れて読み返して「ああ、そうだった」と思い出すのが、表現の自由、報道のあり方に関するものだ。報道の姿勢として不偏不党・中立公平が大事ですか？いい

え、それは違う。報道にとって大切なのは『独立性』なのだ。不偏不党・中立を証明するために両論併記が大切と日本では信じられていたが、報道の命は、独立性なのだ。政権側と市民側の真ん中にあることがメディアの役割ではない！のだった。日本人は私も含めてそのことを知らない。

総理のパンケーキを食べ顔見知りになって情報をもらいに行く。安倍総理（当時）とツーショットを撮ってもらって嬉しい政治記者。給料の高い職種に就職できて嬉しい・・・の続きで総理とお会いできるのを特権のように享受しているのだろうか。独立性を失い、圧力を受け、メディアも、公文書改竄した行政の崩壊するのではないかと心配だ。



拡大世話人会を開催します ぜひご参加を！

【日時】6月18日（日）午後1時30分～ 【場所】名古屋第一法律事務所・3階会議室  
名古屋市中区丸の内二丁目18番22号 三博ビル（地下鉄桜通線「丸の内」駅エレベータ出口すぐ）

岸田政権は、米国の世界戦略の下で、戦争国家への道をひた走っています。そんな情勢のもと3月26日に私たちは結成11周年総会を行い、ネット視聴も含めて約150名の参加を得ました。より一層活動に邁進したいところですが、脆弱な事務局体制や活動費の逼迫のため、思うようにはこれまで同様の活動ができません。活動のあり方を見直す時期が来たと考えております。ぜひご参集下さい。